

東芝グループの派遣先と派遣元が「業務偽装」

労働局の指導に従わねば、 勧告し企業名も公表

日本共産党・仁比議員追及に厚労相答弁



「専門業務」を偽った「業務偽装」だ（仁比）
**「専門業務」と関係のないことをやり、
 （労働時間の）二割を超えれば違法（厚労相）**

「派遣元と派遣先が一体となって『業務偽装』をおこなっている」——仁比聡平議員は、5月21日、参院予算委員会です。東芝グループの派遣会社東芝オフィスマイトに登録し、東芝デジタルメディアエンジニアリングに3年5カ月間、派遣されてきた労働者の実態を告発。以下、質問の要旨です。

労働者派遣法は、上限3年の派遣期間制限を設けています。一方、「専門業務」といわれる機械設計やセールスエンジニア（製品に関する技術的な専門知識を備えた販売員）の営業などには、期間制限がありません。

めのあらゆる業務を正社員と同様に担い、現地の調査や交渉、住民説明会への出席やクレームへの謝罪、建設現場の工事管理監督、工事の手伝いまでさせられている。明白な派遣法違反だ。

●**舛添要一厚生労働相**
 個別のケースがどうということは言いませんが、一般的に「専門業務」と関係のないことをやり、（労働時間の）二割を超えれば法令違反だ。

●**仁比聡平参議院議員**
 求人案内ではデスクワークでPHS基地局の工程管理をするはずだったのに、実際に基地局を建設するた

労働局の指導を無視し、派遣先が契約解除（仁比） 企業は法律を守らねばならない（厚労相）

今年3月、この労働者は、「専門業務は偽装。ならば3年の上限を超える」として愛知労働局に直接雇用を求めて申告しました。

愛知労働局は、2社にたいし違法派遣を指摘し、「雇用の安定を図るよう」指導・助言しました。

指導に従わず、4月末でこの派遣労働者の派遣契約を解除した。このままでは派遣元からも五月末で解雇されかねない事態だ。

労働局は指導している（わけ）から、（申告者を）このまま見捨て、見殺しにしては絶対にならない。

●**舛添要一厚生労働相**
 個別案件はお答えを差し控えますが、一般的に指導すると相当変わり、成果がある。

しかし、従わない派遣先に対しては、勧告それから企業名の公表をやり、派遣元を送り出している方の派遣元の事業主に対しては、事業停止命令、事業許可の取消しを行っております。

さらに、派遣労働者の直接雇用をやってくださいということは申し上げているわけで、指導していきたくはないです。

●**仁比**
 断固として大企業の社会的責任を果たさせるために頑張ってください。

●**厚労相**
 指導に従わなければ企業名の公表を含めて厳正に対処すべきである。それが企業の社会的責任で、企業は日本の法律を守っていただくなければなりません。

●**仁比聡平参議院議員**
 指導に対して派遣元の東芝オフィスマイトは、「法律を守れと言うが、正直にやったら派遣なんかできない」と開き直っている。

派遣先の東芝デジタルメディアエンジニアリングは、「書面に雇用の安定を図りなさいとあったが、他地域の労働局はそんなことは言わない、正規雇用は絶対にしない」と

派遣先に対しては、勧告それから企業名の公表をやり、派遣元を送り出している方の派遣元の事業主に対しては、事業停止命令、事業許可の取消しを行っております。

さらに、派遣労働者の直接雇用をやってくださいという